

八 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）

改正案	現行
（事業の種類） 第十一条（略） 2（略） 3 第一項第四号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。 一 三（略） 三の二 有価証券の売買等（有価証券の売買、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項第三号の二に規定する有価証券店頭デリバティブ取引（同条第二十四項に規定する有価証券先渡取引を除く。）、同条第二十一項に規定する有価証券指数等先物取引、同条第二十二項に規定する有価証券オプション取引又は同条第二十三項に規定する外国市場証券先物取引であつて、利用者の書面による注文を受けてその計算においてするものをいう。以下同じ。） 四・五（略） 六 有価証券（国債等に該当するもの並びに証券取引法第二条第一項第七号及び第七号の二に掲げるものに限る。）の私募（同法第二条第三項に規定する有価証券の私募をいう。以下同じ。）の取扱	（事業の種類） 第十一条（略） 2（略） 3 第一項第四号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。 一 三（略） （新設） 四・五（略） 六 有価証券（国債等に該当するもの並びに証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第七号及び第七号の二に掲げるものに限る。）の私募（同法第二条第三項に規定する有価証券の私募をいう。以下同じ。）の取扱い

七〇十 (略)

十一 金融先物取引等の受託等（金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第十二項に規定するものをいう。以下同じ。）。

十二 (略)

4〇12 (略)

（事業の種類）

第八十七条 (略)

2・3 (略)

4 第一項第四号の事業を行う連合会は、所属員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一〇三 (略)

三〇二 有価証券の売買等

四〇十二 (略)

5〇14 (略)

（子会社の範囲等）

第八十七条の三 第八十七条第一項第四号の事業を行う連合会は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。第四項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社（第九十二条第一項において準用する第十一条の六第二項に規定する子会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）としてはならない。

七〇十 (略)

十一 金融先物取引等の受託等（金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第十項に規定するものをいう。以下同じ。）。

十二 (略)

4〇12 (略)

（事業の種類）

第八十七条 (略)

2・3 (略)

4 第一項第四号の事業を行う連合会は、所属員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一〇三 (略)

（新設）

四〇十二 (略)

5〇14 (略)

（子会社の範囲等）

第八十七条の三 第八十七条第一項第四号の事業を行う連合会は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。第四項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社（第九十二条第一項において準用する第十一条の六第二項に規定する子会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）としてはならない。

一・二 (略)

二の二 証券取引法第十二条に規定する証券仲介業者のうち、証券仲介業（同条第十一項に規定する証券仲介業をいう。以下この号において同じ。）のほか、証券仲介業に付随する業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの（次項において「証券仲介専門会社」という。）

三〽五 (略)

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 (略)

二 証券子会社等 第八十七条第一項第四号の事業を行う連合会の子会社である次に掲げる会社

イ 証券専門会社又は証券仲介専門会社

ロ (略)

ハ その他の会社であつて、当該連合会の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち主務省令で定めるもの

三 従属業務 第八十七条第一項第四号の事業を行う連合会の行う事業又は前項第一号に掲げる会社、証券専門会社若しくは証券仲介専門会社の営む業務に従属する業務として主務省令で定めるもの

四 (略)

三〽10 (略)

一・二 (略)

(新設)

三〽五 (略)

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 (略)

二 証券子会社等 第八十七条第一項第四号の事業を行う連合会の子会社である次に掲げる会社

イ 証券専門会社

ロ (略)

ハ その他の会社であつて、当該連合会の子会社である証券専門会社の子会社のうち主務省令で定めるもの

三 従属業務 第八十七条第一項第四号の事業を行う連合会の行う事業又は前項第一号に掲げる会社若しくは証券専門会社の営む業務に従属する業務として主務省令で定めるもの

四 (略)

三〽10 (略)

(事業の種類) 第九十三条 (略) 2 前項第二号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。 一 三 (略) 三の二 有価証券の売買等 四 十二 (略) 3 〽 11 (略) (事業の種類) 第九十七条 (略) 2 (略) 3 第一項第二号の事業を行う連合会は、所属員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。 一 三 (略) 三の二 有価証券の売買等 四 十二 (略) 4 〽 12 (略)	(事業の種類) 第九十三条 (略) 2 前項第二号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。 一 三 (略) (新設) 四 十二 (略) 3 〽 11 (略) (事業の種類) 第九十七条 (略) 2 (略) 3 第一項第二号の事業を行う連合会は、所属員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。 一 三 (略) (新設) 四 十二 (略) 4 〽 12 (略)
--	--